

Q & A

番号	質問	回答
1	指針を策定した理由は？	生活保護を受給している方が高齢者向けの住宅に入居する場合、施設利用料(家賃・食費・管理費等)が国の定める最低生活費を上回ることがあるため、生活保護法の目的である「受給者の最低生活の維持」が可能となるよう、事業者と福祉事務所双方が確認できる指針を策定したところです。
2	行政指導とはどのような行為を指すのか？	行政指導とは行政手続法上、勧告、助言等の行為であって処分に該当しないものです。この指針は事業者の方に生活保護制度へのご理解とご協力をお願いする主旨ですので罰則等はありません。
3	受給者の入居の申し込み等の相談があった場合の報告は誰にするのか？	入居契約を結ぶ前に、受給者の担当ケースワーカー(本庁・東部事務所・西部事務所)にご相談ください。
4	40歳以上65歳未満の要介護者状態の受給者について、介護扶助に優先し障害福祉サービスが優先されるようになるのはなぜですか？	40歳以上65歳未満の要介護者の受給者については、社会保険未加入の方がほとんどであるため、介護保険給付の対象となる介護費用の全額を生活保護(介護扶助)で負担しています。生活保護では他法他施策を活用することが前提になりますので、障害者総合支援法による自立支援給付等の活用が可能な場合には、優先的に活用することになります。他法の活用を図った上で、なお介護サービスの利用が不可欠であると認められる場合に、要介護状態等に応じた介護扶助を受けることになります。
5	受給者が病院に長期入院した場合、家賃は最大何ヶ月間支給されますか？	原則、6か月以内に退院が見込まれる場合に限り、6か月間を限度に家賃扶助します。なお、病状の変化等により、6か月を超えることが明らかとなった場合でも、その時から確実に3か月以内に退院出来る見込みがあると認められた場合には、更に3か月を限度として家賃扶助が行われる場合もありますので担当ケースワーカーまでお問い合わせ下さい。
6	入院しているが施設に籍があれば、食費はともかく管理費は徴収する必要があるがそれはどうすれば良いのか？	入院中に管理費を徴収する場合は、入院患者の生活扶助費(入院患者日用品費)の範囲内とし、受給者に対して徴収後の残額で最低生活が維持可能か確認するなどの十分な説明をしていただきたい。
7	受給者と受給者以外に合理的理由なく家賃及び生活費として徴収する費用に差を設けないことしている理由は何ですか？	「大分市有料老人ホーム設置運営指導指針」にありますとおり、家賃は当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定した額とし、サービス費用は入居者に対するサービスに必要な額(食費、介護費用、その他の運営費等)を基礎とする適切な額とすることとなっております。そのため、同一の提供サービス等にも関わらず、生活保護受給の有無によって徴収する費用の算定に差を設けるのは適切ではないと考えます。
8	定期的な訪問とは、どの程度の頻度でしょうか？	有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅に入居されている方は年1回の定期訪問を予定していますが、必要があればその都度訪問します。
9	金銭管理を無償で行っている場合であっても契約書の写しの提出は必要ですか？	契約締結している場合は、提出をお願いします。